

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

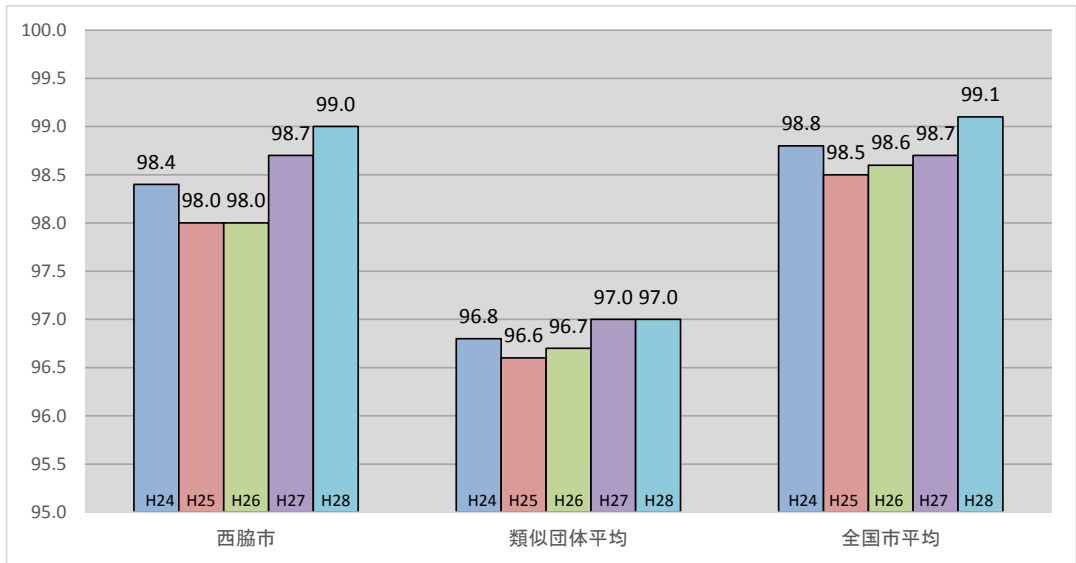
区分	住民基本台帳人口 (28.1.1現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
27年度	42,082 人	20,001,453 千円	567,965 千円	2,068,242 千円	10.3 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)	1人当たり 給与費(類団)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)		
27年度	214 人	858,369 千円	164,927 千円	319,151 千円	1,342,447 千円	6,273 千円	5,644 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。ただし、本市は該当職員なし。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（1）適用職員の俸給月額を100として試算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実施 ・ 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容）

○ 実施時期

平成27年4月1日

○ 内容

一般行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%引き下げています。若年層が多く在職する号給については、人材確保への影響等を考慮し、初任給に係る号俸等についての引下げは行っていません。高齢層が多く在職する高位号給については最大4%の引下げを行い、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施していきます。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

○ 支給割合

支給なし

○ 実施時期

③ その他の見直し内容

単身赴任手当について国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
西脇市	41.8歳	319,714円	384,593円	355,592円
兵庫県	44.6歳	338,700円	429,920円	389,729円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	42.4歳	315,946円	372,810円	342,137円

② 技能労務職

区分	公務員				対応する民間の類似職種	
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)	平均年齢	平均給与月額
西脇市	53.5歳	344,106円	368,733円	352,841円	—	—
(うち調理員)	53.2歳	342,191円	359,736円	353,464円	42.2歳	259,500円
兵庫県	53.8歳	337,500円	403,354円	372,102円	—	—
国	50.4歳	287,447円	—	329,358円	—	—
類似団体	50.3歳	296,851円	326,387円	309,072円	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成25年から平成27年までの3か年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西脇市	46.4歳	356,084円	382,675円
兵庫県	41.7歳	354,100円	413,320円
国	—	—	—
類似団体	40.9歳	299,224円	330,329円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものです。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分	西脇市	兵庫県	国	
一般行政職	大学卒	176,700円	181,284円	176,700円
	高校卒	149,000円	147,361円	144,600円
技能労務職	高校卒	149,000円	143,999円	142,000円
教育職	大学卒	196,000円	202,449円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

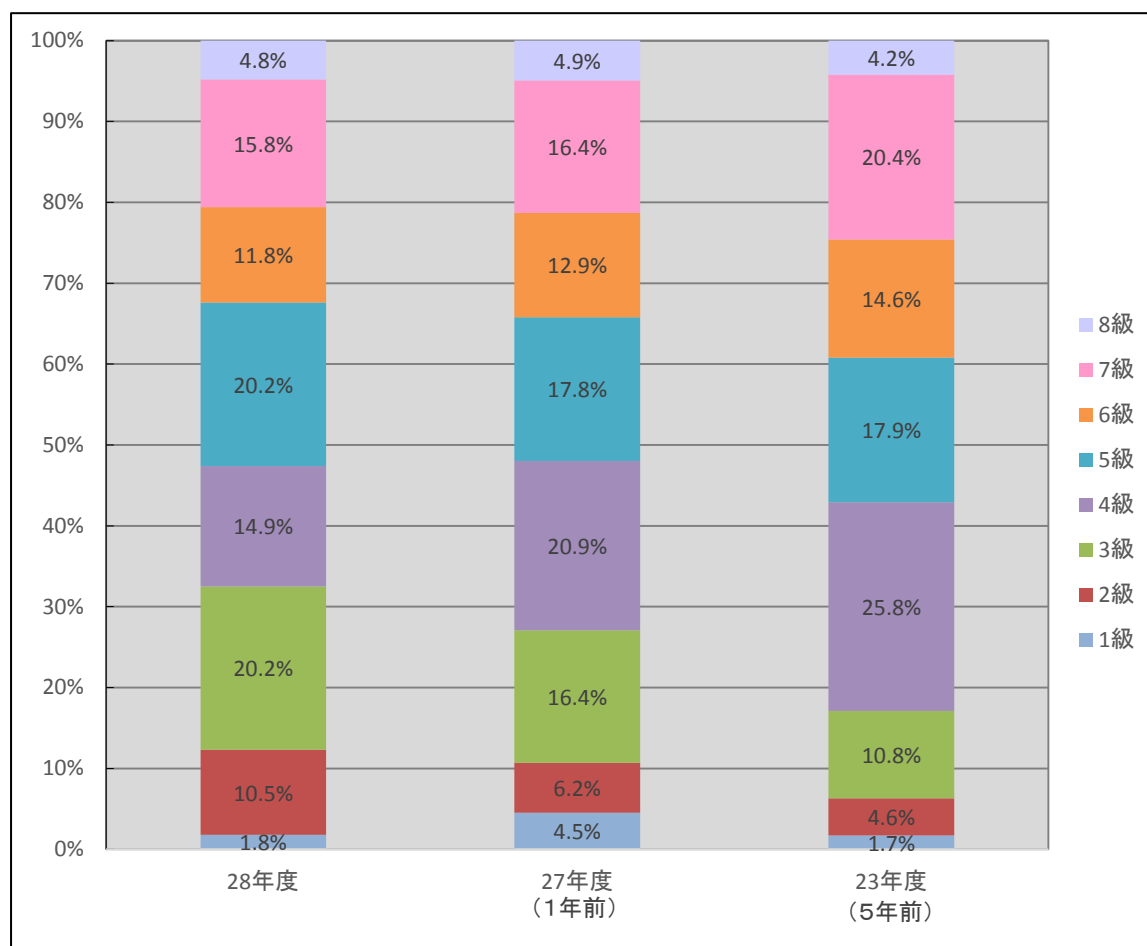
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	256,100円	292,300円	322,900円	337,600円	345,100円
	高校卒	231,100円	263,100円	299,000円	326,100円	339,200円
技能労務職	高校卒	223,000円	263,100円	299,000円	326,100円	339,200円
教育職	大学卒	268,600円	320,400円	353,000円	372,700円	386,300円

3 一般行政職の級別職員数の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	理事、技監、部長	11人	4.8%	361,300円	443,700円
7級	課長、主幹	36人	15.8%	317,000円	409,800円
6級	課長補佐	27人	11.8%	286,200円	392,600円
5級	主査	46人	20.2%	259,900円	383,400円
4級	主任	34人	14.9%	232,600円	353,600円
3級	上級職員	46人	20.2%	197,200円	348,800円
2級	一般職員	24人	10.5%	160,200円	299,500円
1級	その他	4人	1.8%	140,100円	246,100円

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成19年10月から管理監督職を対象に人事考課制度の運用しており、平成22年度から管理職を対象に勤勉手当に反映させています。

現在、昇給区分に差を設けていませんが、本格実施へ移行後、昇給への勤務成績の反映について検討を進めていきます。

4 職員の手当の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	西 脇 市	国の制度との異同
期 末 手 当 勤 勉 手 当	支給実績（平成27年度決算） （平成27年度支給割合）	319,150千円
	期末手当 勤勉手当 計	
	2.60月分 1.60月分 4.20月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	
	1人当たり平均支給年額	1,451千円

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成19年10月から管理監督職を対象に人事考課制度の運用しており、平成22年度から管理職を対象に勤勉手当に反映させています。

区 分	西 脇 市	国
退 職 手 当	（支給率） 自己都合 勸奨・定年	
	勤続20年 20.44500 月分 25.55625 月分	
	勤続25年 29.14500 月分 34.58250 月分	
	勤続35年 41.32500 月分 49.59000 月分	
最高限度額	49.59000 月分	49.59000 月分
その他の加算措置	—	定年前早期退職特 例措置（2～20%）
	※平成27年4月1日現在	
	1人当たり 平均支給額	21,368千円
地 域 手 当	支給実績（平成27年度決算）	0千円
		無支給地
特 殊 勤 務 手 当	支給実績（平成27年度決算）	240千円
	支給職員の割合	0.90%
	1人当たり平均支給年額	120,000円
	主な手当の名称 現場手当（班長手当）	月額10,000円
時 間 外 勤 務 手 当	支給実績（平成27年度決算）	47,549千円
	1人当たり平均支給年額	216,134円
扶 養 手 当	支給実績（平成27年度決算）	27,262千円
	配偶者	13,000円
	その他の扶養親族	各 6,500円
	年度初め満16歳～年度未満22歳の子	加算額 5,000円
住 居 手 当	支給実績（平成27年度決算）	7,839千円
	借家居住者 月額12,000円を超える家賃を支払って いる職員に支給	最高27,000円
通 勤 手 当	支給実績（平成27年度決算）	12,915千円
	交通機関利用者 運賃の額相当額	
	自動車等利用者 片道2km以上の者	最高支給額 55,000円 2,000～31,600円
管 理 職 手 当	支給実績（平成27年度決算）	58,008千円
	部 長 78,900円 次 長 70,100円 課 長 59,700円	
	課長補佐 37,000円 主 査 27,000円	
	※平成27年4月1日現在	

（注）1 支給実績（平成27年度決算）は、普通会計決算の額です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 平成19年10月から管理監督職を対象に人事考課制度の運用をしており、平成22年度から管理職を対象に勤勉手当に反映させています。

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
		類似団体における最高/最低額			
給料	市 長	874,950 円	(921,000 円)		980,000/437,500
	副市長	712,500 円	(750,000 円)		794,000/512,000
	教育長	631,750 円	(665,000 円)		
報酬	議 長	465,000 円			528,000/304,000
	副議長	408,000 円			449,000/264,000
	議 員	370,000 円			420,000/250,000
期 末 手 当	市 長 副市長 教育長	28年度支給割合（月分）			
		6月期	12月期	計	
		2.025	2.175	4.200	
	議 長 副議長 議 員	28年度支給割合（月分）			
		6月期	12月期	計	
		2.025	2.175	4.200	
退職 手 当	市 長 副市長 教育長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
		給料月額×在職月数×0.40	16,799,040円 (17,683,200円)	任期毎	
		給料月額×在職月数×0.24	8,208,000円 (8,640,000円)	任期毎	
		給料月額×在職月数×0.18	5,458,320円 (5,745,600円)	任期毎	

(注) 1 給料の（ ）内は、減額措置を行う前の金額及び支給割合です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

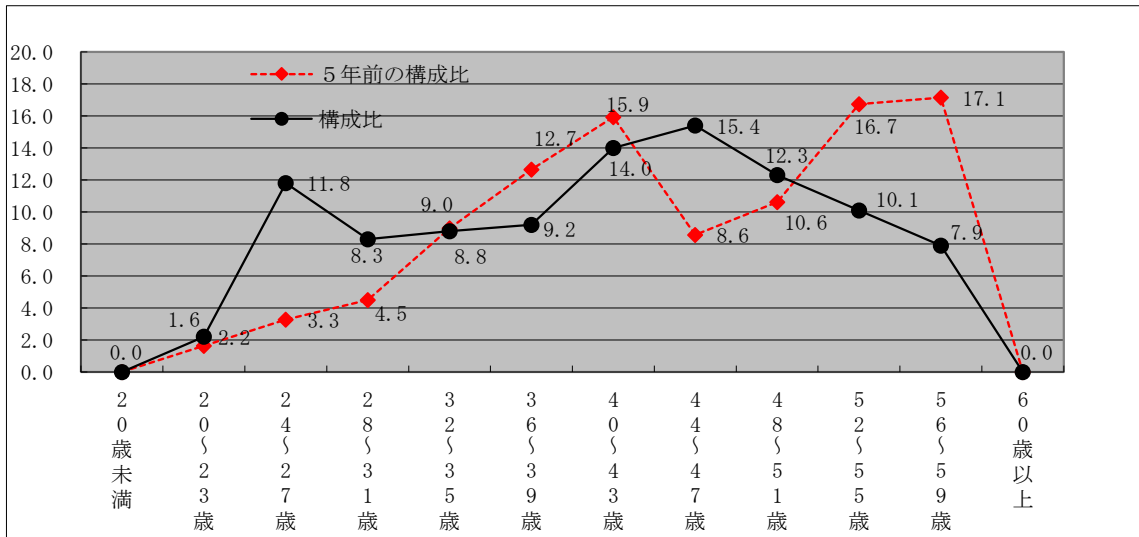
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年	平成28年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	
		総 務	61	64	3	業務増
		税 務	15	15	0	
		民 生	26	25	△ 1	事務の統廃合・縮小
		衛 生	15	15	0	
		労 働	1	1	0	
		農林水産	15	16	1	業務増
		商 工	5	5	0	
		土 木	20	20	0	
	小 計	162	165	3	【参考】人口1万人当たり職員数 39.35 同類似団体 72.05	
教 育 部 門	52	53	1	業務増		
小 計	214	218	4	【参考】人口1万人当たり職員数 51.99 同類似団体 93.47		
公 営 企 業 等	病 院	412	408	△ 4	欠員不補充	
	水 道	9	8	△ 1	事務の統廃合・縮小	
	下 水 道	11	11	0		
	そ の 他	41	40	△ 1	事務の統廃合・縮小	
	小 計	473	467	△ 6		
合 計	687 [758]	685 [758]	△ 2			

(注) [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（一般行政職、平成28年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳
職員数 (人)	0	5	27	19	20	21
構成比 (%)	0.0	2.2	11.8	8.3	8.8	9.2
区 分	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
職員数 (人)	32	35	28	23	18	0
構成比 (%)	14.0	15.4	12.3	10.1	7.9	0.0

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	177	168	165	159	162	165	△ 12	(△ 6.7 %)
教 育	70	69	65	56	52	53	△ 17	(△ 24.2 %)
普通会計計	247	237	230	215	214	218	△ 29	(△ 11.7 %)
公営企業等会計計	419	437	460	465	473	467	48	(11.4 %)
総合計	666	674	690	680	687	685	19	(2.8 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 職員の任免（平成27年度）（単位：人）

区 分	男 性	女 性	合 計
新 規 採 用	24	41	65
退 職 者 数	20	27	47
定 年 退 職	10	7	17
普通退職ほか	10	20	30

8 採用試験（平成27年度実施分）（単位：人）

職 種	申込者数	受験者数	合 格 者 数		
			男 性	女 性	
一般事務	264	263	15	7	8
看護師	20	20	19	2	17
助産師	0	0	0	0	0
臨床検査技師	4	4	1	1	0
診療放射線技師	6	6	1	1	0
理学療法士	1	1	1	0	1
精神保健福祉士	3	3	1	1	0
薬剤師	3	3	2	0	2

9 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成27年度）

(1) 分限処分

区 分	降 任	免 職	休 職	計
勤務実績が良くない場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	0	4	4
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少による廃職、過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合			1	1
合 計	0	0	5	5

(2) 懲戒処分

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
法令に違反した場合	1	0	0	0	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	1	0	0	0	1

10 職員の勤務時間その他の勤務条件（平成27年度）

(1) 勤務時間（標準的なもの）

勤務時間	8時30分～17時15分
休憩時間	12時00分～13時00分
1日の勤務時間	7時間45分
1週間の勤務時間	38時間45分

(2) 休暇

区分	内 容
年次休暇	職員が請求した場合（1暦年において20日）
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
特別休暇	結婚、出産、忌引その他の特別の理由により勤務しないことが相当である場合
介護休暇	配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合
組合休暇	職員団体の業務と認められるものに従事する場合

※ 介護休暇及び組合休暇については、無給の休暇です。

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理事業

職員の健康維持と疾病予防のため、労働安全衛生法第66条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。

項目	内容
定期健康診断	胸部レントゲン検診、尿検査、聴力検査、心電図検査、血液検査、眼底検査、胃部検診、大腸がん検査、前立腺がん検査

(2) 職員互助会

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の相互共済及び福祉の増進を図るため、西脇市職員互助会を設置しています。事業内容、会員掛金率及び公費負担金率は次のとおりです。

① 事業内容

種類	内容
給付事業	弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金、結婚祝金、入学祝金、退会餞別金
その他事業	レクリエーション事業（バレーボール、グランドゴルフ）、互助会報の発行、人間ドック助成、保養施設利用助成、クラブ活動等助成
貸付事業	職員が資金を必要とするときの貸付

② 会員掛金率及び公費負担金率

区分	内容
会員掛金率	給料月額×2/1000
公費負担金率	会員掛金に相当する額（給料月額×2/1000）以内 対象事業：人間ドック助成、職員食堂の維持管理

(3) 共済制度

共済制度については、地方公務員法第43条に基づき、地方公務員等共済組合法で定められています。本市は、兵庫県市町村職員共済組合に加入しています。

(4) 公務災害補償

公務災害補償については、地方公務員法第45条に基づき、地方公務員災害補償法で定められています。本市は、地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入しています。

(5) 利益の保護

職員は、全体の奉仕者という立場から労働基本権の一部が制約されています。

その代わりに、市に対して中立的な機関である公平委員会に対して、身分上及び経済上の権利・利益の保護を求めることができるようになっており、適正な勤務条件を確保するための「勤務条件に関する措置要求」と身分保障を確実なものとするための「不利益処分に関する不服申立て」があります。（地方公務員法第46条、第49条の2）

平成27年度においては「勤務条件に関する措置要求」及び「不利益処分に関する不服申立て」はありませんでした。